

◆ 忘れずに確認してください

知っていますか？森林関係の届出

【問い合わせ】 農林振興課
☎ 43-2301 FAX 43-2313

◆森林の土地を取得したとき

売買や相続などにより、森林の土地を取得したときは届出が必要です。

【届出の名称】 「森林の土地の所有者届出書」

【届出義務者】 森林の土地を取得した者

◆森林の立木を伐採するとき

森林整備計画に従った適切な施業をするため、間伐を含む立木を伐採するときは届出が必要です。

【届出の名称】 「伐採及び伐採後の造林の届出書」

【届出義務者】 森林所有者や伐採業者

◆森林の土地を売買するとき

水源地域内で森林の売買等の契約をしようとするときは事前に届出が必要です。

【届出の名称】 「土地の所有権等の移転等の届出書」

【届出義務者】 水源地域内の土地所有者（売主）

【届出先】 〒 518-8533

伊賀市四十九町 2802 番地 三重県伊賀庁舎 5 階
三重県伊賀農林事務所

☎ 24-8142 FAX 24-8112

届出の様式や各制度の内容は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。また、森林法の保安林制度などに基づく、許認可が必要な場合がありますのでご確認ください。



◆ 伊賀市の医療をともに支えていきませんか

介護福祉士を募集します

【問い合わせ】 上野総合市民病院総務課
☎ 24-1111 FAX 24-1565

【募集人数】 4 人

【応募資格】 昭和 44 年 4 月 2 日以降生まれで、介護福祉士資格を持っている人および夜勤を含む交代制勤務ができる人

【勤務条件】

市の条例・規則に定めるところによります。

【休暇制度】

年次有給休暇、特別休暇（結婚・産前産後・子の看護・忌引・ボランティアなど）、病気休暇、介護休暇など
※育児休業制度、部分休業制度も整備しています。
※託児所がありますので、子どもがいる人も安心して勤務できます。

【勤務場所】 伊賀市立上野総合市民病院

【賃金】

給与は市の条例・規則に定めるところによります。
※当該職種の前歴に応じた加算措置や諸手当があります。

【応募方法】

病院総務課にある「平成 30 年度伊賀市職員選考採用試験受験申込書」（1 通）を持参または郵送で提出してください。申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

【選考方法】 作文・面接

【試験日】 12 月 7 日（金）

※時間などは応募した人に後日お知らせします。

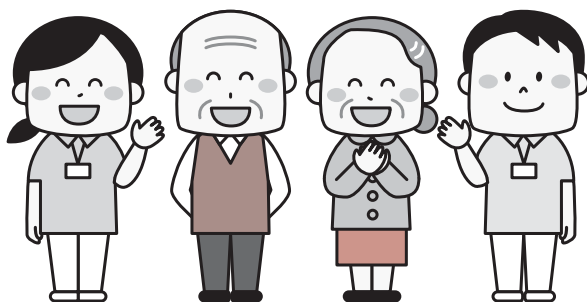
【採用予定日】 平成 31 年 2 月 1 日（金）

【応募期限】 11 月 22 日（木）午後 5 時 15 分

※郵送の場合は必着、簡易書留で送付してください。

【応募先】

〒 518-0823 伊賀市四十九町 831 番地
上野総合市民病院



◆「来たい・住みたい・住みたい “伊賀”」をめざして 結婚サポート事業補助事業追加募集

【問い合わせ】 こども未来課
☎ 22-9654 FAX 22-9646

市では、若い人たちが安心して住み、子どもを産み育てられる環境を充実させるため、出会いから結婚・妊娠・出産・子育てまでを切れ目なく支援する取り組みを行っています。

そこで、平成 31 年 3 月 31 日までに、出会いから結婚を支援する婚活パーティーなど、結婚支援活動を実施する団体などに対して、事業費の一部を助成します。

【補助対象】

住民自治協議会・公益経済団体・市内に拠点を置く営利を目的としない団体などが実施する次のような結婚支援活動

- 結婚相談を推進する事業
 - 結婚に関して集会的に出会いを創出する事業
 - その他結婚活動を促進する事業
- ※補助金は 1 事業につき上限 5 万円です。
※対象経費についてはお問い合わせください。

【追加募集事業数】

5 事業 ※先着順

【申込方法】

こども未来課・各支所住民福祉課にある補助金交付申請書に必要事項を記入・押印の上、事業計画書・資金計画書などを添付して持参してください。

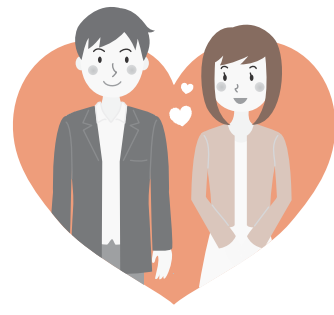
※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

【申込期間】

10 月 1 日(月)～ 31 日(水) ※土・日曜日、祝日を除く。

【申込先】

伊賀市上野丸之内 116 番地
伊賀市健康福祉部こども未来課



お知らせ 10月4日は「都市景観の日」

景観法の基本理念の普及、都市景観に関する国民の意識啓発のために 10 月 4 日を「都市景観の日」と定めています。市では、平成 21 年 1 月に伊賀市景観計画を策定し、運用を開始しました。また平成 28 年 3 月に景観計画の一部修正を行い、市民意識の向上に重点を置いた内容としました。

伊賀市景観計画では一定規模以上の建築行為を行う場合、届け出が必要になり、色彩や形態などに制限があります。上野城下町地域の一部は重点区域に指定されていますので、より厳しい制限になります。

重点区域での建築がある場合は事前に都市計画課までご相談ください。

【問い合わせ】

都市計画課
☎ 43-2315 FAX 43-2317



お知らせ 10月1日は「浄化槽の日」

昭和 60 年 10 月 1 日に「浄化槽法」が施行され、この日が「浄化槽の日」となりました。

浄化槽は、私たちの家庭のトイレや台所などから出る生活排水を、微生物の働きを利用してそれぞれの家庭できれいな水にして放流するものです。

このため、浄化槽の使い方や維持管理に問題があると、汚れた水の流出につながり、悪臭の発生を招くなど地域の住環境を悪化させる原因にもなりかねません。

浄化槽法では、次のことが義務づけられています。


- 保守点検（家庭用では 3～4 カ月に 1 回以上）
- 清掃（年に 1 回以上）
- 法定検査（年に 1 回）

この「浄化槽の日」を機会に、ご家庭の浄化槽が適正に維持管理されているか、ご確認をお願いします。

【問い合わせ】

上下水道部営業課
☎ 24-0003
FAX 24-0006

伊賀の「いいね!」がいっぱい
facebook
伊賀市 公式
フェイスブックページ
2次元コード ▶ 

もっと知りたい! /
伊賀のこと 

毎月 1 問、伊賀に関するクイズを掲載します。

問題
地震の守護神としてあがめられている大村神社では、毎年 11 月に秋祭りが行われ、() の花車をはじめ、神輿やユニークな獅子舞が町内を練り歩きます。

- ①大ウナギ
- ②大サンショウウオ
- ③大ナマズ
- ④大ドジョウ

(答えは 9 ページ)